

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 128 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（商工労働観光部の総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>特命課長専決事項</p> <p>（1）食産業の振興に関すること（他課等の<u>所管</u>に属するものを除く。）。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 観光経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>（1）観光及び地場産業の振興施策に関すること。</p> <p>（2）～（13） [略]</p> <p>[略]</p> <p>（農林水産部の室長、担当技監、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長<u>及び</u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>園芸特産担当課長専決事項</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 林業振興課の分掌事務について、総括課長<u>及び</u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>（商工労働観光部の総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>特命課長 <u>（食産業）</u> 専決事項</p> <p>（1）食産業の振興に関すること（他課等の<u>主管</u>に属するものを除く。）。</p> <p><u>特命課長（県北沿岸観光産業）専決事項</u></p> <p><u>（1） 県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 観光経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>（1）観光及び地場産業の振興施策に関すること <u>（他課等の主管に属するものを除く。）</u>。</p> <p>（2）～（13） [略]</p> <p>[略]</p> <p>（農林水産部の室長、担当技監、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、<u>担当課長及び特命課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>園芸特産担当課長専決事項</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>特命課長専決事項</u></p> <p><u>（1） 県北沿岸地域の農業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>9 [略]</p> <p>10 林業振興課の分掌事務について、総括課長、<u>担当課長及び特命課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

<p>[略]</p> <p>林業担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>11・12 [略]</p> <p>13 水産振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>漁業調整担当課長専決事項</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>14 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>林業担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>特命課長専決事項</u></p> <p>(1) 県北沿岸地域の林業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>11・12 [略]</p> <p>13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び<u>特命課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>漁業調整担当課長専決事項</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>特命課長専決事項</u></p> <p>(1) 県北沿岸地域の水産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>14 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。